

第7回 1975. 6. 28

『東亜日報』を讀む会

○目次.

- | | ページ |
|--------------------------------|-----|
| 一. 開設五年、馬山輸出自由地域の真相. | 2. |
| 一. <学徒護国団>について. | 7. |
| 一. 連載マンガ、コバウおじさん (5/26 ~ 6/19) | 15. |

○別冊付録.

「新東亜」3月号より.

失業 - 不況の現場. (36ページ)

「東亜日報」を讀む会.

<連絡先> 神戸市東灘区多聞台3丁目10-25-201.

電話. TEL. 078-781-8677

< 6月9日 東亜レーダー >

大きかった期待より裏切りは少なく

開設5年…馬山輸出自由地域の実相

対日一辺倒誘致に問題点

雇用計画もほとんど守られず

2万名就業、昨年輸出1億8千万ドル

5千万ドル以下の零細投資企業多い

外国人の投資を誘致し、輸出振興、雇用増大、技術の向上などを期すという目標のもとに、広野であった馬山市ヤンドク洞975 畓のみに馬山輸出自由地域が設置されたからすでに5年。70年1月に門を開いて以来9日現在で、110企業が入住し、2万余名が雇用され、昨年度輸出高は1億8200万ドル(ことしの目標額は2億3500万ドル)、外貨獲得額は7200万ドルである。このような実績が、設置目的にはたしてどの程度合致しているのが、よくいわれるように、金も資源もなく技術すら運んでいる後進国は、安い土地と労働力を貸し与えた代価として若干の外貨をかき集め外国人の保税加工地域に留まるのが、そして紛争が多い、社会問題など、今日の馬山輸出自由地域の実態をさぐってみる。

入住工場、現在110個

馬山市ヤンドク(양덕)洞からボンナム(봉암)洞にまたがって設置されている馬山輸出自由地域の総面積は、52万3103坪で3工区に分れている。第1工区の20万4078坪には、すでに工場がすべて入り、第3工区の8万1260坪は、現在入住中で、第2工区の23万7476坪は、埋立の計画だけが立てられている状態である。

入住企業は、70年4個、71年18個、72年48個、73年45個で合わせて115個工場に達したが、ことしになってそのうち5個企業が取り壊さ

れ、9日現在自家工場67個、標準工場41個の合せて110個工場で、そのうち96個工場が稼働している。自家工場は投資者が最低500坪以上の貸地を借り、自由に建てた工場であり、標準工場はわが国の政府から建てられた建物（一体当り3507坪）を借りて使用する工場をいうのであるが、賃貸料が坪当り日75ウォン75チオンで、事実上たまたで使用するのは異ならない。

家内手工業的企業多い

よく輸出自由地域の工場で生産される製品は、「百貨店のショーウィンドウの陳列台」のようなという。ここで生産される製品は多様で電子製品、機械類から洋傘、眼鏡、猟銃、釣り道具、玩具、カメラ、アルバム、ヨットに至るまでさまざまである。

製品の種類からみてこれらの工場は、人件費が高い国では経営が困難な労働力が集約される家内手工業的産業であることが容易にわかる。

入居企業の国籍は、日本が圧倒的である。110個企業のうち日本の単独投資企業が72個で62%を占めており、日本資本が50%以上である合資会社が28個にそのほり、残りが米国、ドイツ、イタリア、その他国家の合弁企業である。したがって、投資面でも、総投資額69021万ドル中日本単独資本が5500余万ドルで、80%を越えている。

「日本商人の再上陸」という言葉まで出てきているこうした現象は地理または経済的に密接な条件からみて不可避な現象とみることもできるが、度を越した一國一辺到状態は、結局望ましいものではない。

零細企業ほど紛争

またある時は「ホタリチャンサ（보따리장사·行商）」という言葉が流行した。馬山輸出自由地域に入居した企業の投資規模が、零細であることをついた言葉である。

アルミニウム船を造る「コリアタコマ」造船会社（韓米合弁）の600万ドルをはじめ、400万ドル以上である韓国太陽誘電、「フ

「クリョウ」など、規模が大きな企業もいくらかはあるが、せいぜい5万ドル程度の「クランジヤ(かつら)」、黒川(洋傘)、「ソノホス(紳士服)」のような小規模工場もある。この程度の工場は馬山市内でも100個を越える。投資額が50万ドル以下の企業が59個で全企業の半分以上を越え、そのうち10万ドル以下が11社もあり、200万ドル以上は8社だけである。事業の規模によって投資額は小さくもなるが、投資自体が良質の外貨であるのかという疑問とともに、いくらにもならない雇用人員、低賃金の側面からみると、問題とせざるを得ない。なぜかといえば、その間競争が起った企業の大部分が、これら零細企業であったからである。

金融街の度を越した誘致競争

これら入住企業と取引する国内銀行が、かたよった貸出しを募ることも問題である。外国為替銀行、釜山銀行、慶南銀行、などは、熾烈な誘致競争で信用貸出しから原資材、建物、機械施設などを担保に一括貸し出しをするかと思えば、一企業に対して三つの銀行から二重、三重に貸し出しする事態まで起っている。この三銀行から70余企業に貸し出した額は合せて190億ウォン。このように銀行の金をやたらに借り受けた企業は、昨日の不況で会社資産を越える借金を返すことができず、倒産(たり踏みたおしたり)した。遅まきながら資金回収に熱を上げた銀行側は、約100億ウォンは取りもどしたが、まだ90億ウォンは回収できずにいる。銀行は酒の肴の言葉が担保にとりて貸し出したが、これを弁償することもできず、受けたナンセンスを気づかした。

人件費減らしに減員も

輸出自由地域設立の大きな目的の一つは雇用の増大であった。入住企業は、入住承認を受ける条件として雇用計画を提出しなければならない。しかし、これを守る会社はほとんどない。

テウ化成の場合、入住する時130名を雇用すると誓ったが、現在全職員10名中日本人3名、事務職4名、労働者はたった3名に

すぎないのが実情である。

そのため昨年末現在で約3万名を雇用すべきところ、この輸出自由地域は昨年8月の24,366名をピークに、昨年末20,822名、ことし5月末現在20,215名と引続き減少している。これに対して企業は、去年後半からの不況で33企業から3,863名を減員したためだと主張しているが、雇用主が人件費支出を抑制するため採用を忌避したからだと解説される。労働庁馬山輸出自由地域の駐在事務所(所長黄彩順)は、少し不況に悩まされれば減員させる会社に対しては、好況の時に採用申請をしても協力しないと威嚇し、やたらに減員しないようすすめていると明らかにした。

労働庁は、ことし新たに1302名を就業させるなど、景気回復の展望にしたがって年末までには25,000名の線に達すると予測している。

女性勤労者全体の75%

現勤労者2万余名のうち75%の15,100余名が女性勤労者である。中卒(60%)で18~29歳(86%)が大部分を占める女工の平均賃金は、24,302ウォンで71年12月の7,363ウォンに比べれば200%も上昇しているが、その間の物価値上がり幅を考えると、別に高くなったのではない。とこそで、一部企業ではまだ月1万5千ウォン前後の低賃金である。毎月40~50%ずつ上昇してきた賃金が、このように生活給にも満たないのは、初任基準をあまりにも低く設定したためであるが、安い賃金を狙って進出した企業と勤労者間の対決は労使紛糾に飛躍、73年以来年間40~50件が起ったが、今だに解決せず関係機関が介入して調定している。

「工順」という別称苦しい

女工たちがある面で低賃金よりいやがるものは、会社から「工順」と強制されることである。2万余名の女性勤労者のうち極少数が不品行な行ないをしたとあって、一律的に色眼鏡

そのことを覚えることは耐えられたいというのである。

73年春故郷の慶南十4へから中学校を卒業して縫製会社のA工場に通っている李某嬢(18)は、1万9千ウォンをもらう女工1年生。入社当時の初任は1日当り300ウォンに交通費、残業などを合せて月1万1千ウォンであつたが、1年間に約8000ウォン高くなつた。李某嬢は同じ年ごろの友達2人とあつた馬山市サンホ洞に月9000ウォン程度の室を一つ借りて自炊している。ぬぎみのしほみたひにやさしい俸給で家賃、米代、おかず代、煤炭代などを支出すれば、雑費も残さないそうだ。しかし、服一着新調しない李某嬢は、ぬぎかすうため6万ウォンを貯蓄した。李某嬢の願ひはこつし夜間高等学校に入学することである。

H電子会社に通う李某嬢(21)は、入社1年5ヶ月で20万ウォンをためた55歳。故郷の慶南コチャンで高等学校を出た李某嬢は、比較的賃金が高いH会社で月2万7千ウォンずつもらひ、自炊生活をしてながら、ひと月に1万ウォンずつ貯蓄できたといふのだ。家庭状況が難しい李某嬢は、来年大学に進学する弟の進学金を供給してやるという希望でうさをはらしている。李某嬢のやうに苦しい立場にあつてもしっかり生きていく女工がいるかと思へば、そうでない場合も多い。

減員女工、遊興業におち込む

昨日の減員旋風の時仕事場を失つた女工が帰郷せず、酒場におち込むケースが多かつた。

市内の職業紹介所を通して遊興業についての転職女工は、月40~50名に達した。馬山市チャン洞に住む李某嬢(21)姉妹は、昨年11月T会社とF工場から減員されるや、馬山市チャン洞職業紹介所を訪ね就職を依頼、翌日姉は馬山市のI喫茶店へ、妹(19)はサムランジンの小さな田舎喫茶店に、月1万5千ウォンずつもらうといつて勤めた。

一時ここに来た一部の日本人が不品行を行ないで指弾を受けた。こうした女子従業員を養つて追放されるまじになつたのだが、ある日本人企業主は、馬山に不動産ブームが起るや市内の不動産

産を偽装購入して捜査の対象となったこともあった。

しかし、このような日本人が多いのではない。馬山輸出自由地域の入住企業協会幹部のT社代表 T某氏は『事業の足場を固める決意で韓国に進出した』と語り、他の多くの日本人企業家たちも、勤労者の処遇改善のために努力し、隣村と姉妹の血縁を行ない、地域発展などに積極的に使っている。

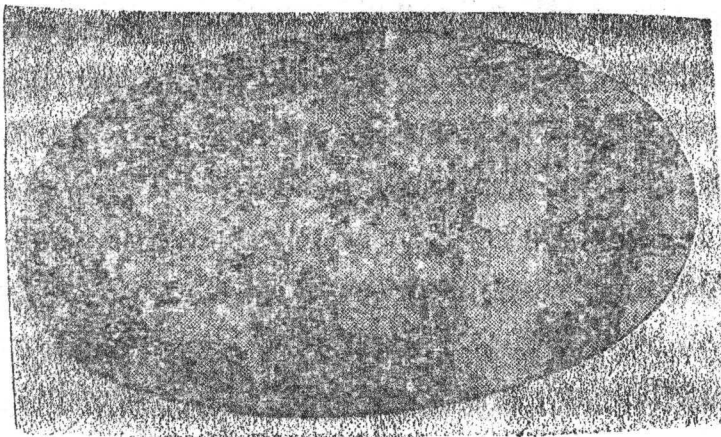
現地適応に力をいれる外国人も

またD通信会社は、会社には大規模な掲揚し全従業員に国旗掲揚および降下儀式に参席するようにしており、現地の環境に心化するため努力する一面も見せている。

日本人の態度より、日本人幹部をバックに威張る韓国人の中間幹部陣の姿勢が問題となっている。工場の問題や不動産相場など、皆々韓国人の中間幹部陣の悪ふざけで起ったものが多く、労使問題も彼らが入ってきたことに悪化させており、一部のセ工は彼らに対して非常に憤慨している。

金溶植(キムヨンシク)管理所長は『馬山輸出自由地域が設置されてから今やと自身にしかたないが、多くの問題点もかかえている』と語り、『雇用主や勤労者がすやで、入住企業が韓国の企業であるという姿勢で働かなければならない』と語っている。

〈馬山=余飛斐記者〉



初任給、酷使など、多くの問題点もかかっている馬山輸出自由地域のセ工たち。

1975.6.28(土)

< 記者 まがき >

下の古川君に「おれは、東星日報 5月21日付記事の中より、「学徒護国団」設置に関する記事を紹介しよう。

韓国では、(本利翼賛運動)が進められており、この学徒護国団設置命令も、国防防衛基本法案と抱き合せの形で出されたわけである。

6月20日には釜山市で、高校生以下 9万8千人の結団式があったとの事である。

学徒護国団設置の主な内容は、週4時間の軍事教練、年10日間の入営、女子学生、高校生の加入の義務づけ等である。軍事教練強化と合せて大事なのは、中2条と、附則④で示されているように、学生の自治活動組織の解体という点である。緊急措置中9号で有無をいわずに、学生運動は、抑えられている。これは、このように、(本利翼賛団)への組織強化、一層、強化されると思われる。

紹介内容

1. 学徒護国団設置に関する社説
鄭然春記者
2. 同上 三面記事
3. 学徒護国団設置命令

T.

「学びながら国を守る」—この精神の下、これからは「学びながら国を守る」護国」といふ新しい
学風の各級学校で起るべきこと。

20日、全国総長会議で文教部が示した「学徒護国団組織と大学軍事教育（改組）」はこれ
はまさにこの新学風体制を確立しようとするもの。難局にこれにて、学生、国保と安全保障を高める。自主
国防の難題とこれらより政府の深い決意をあらわしたものである。

21日、会議で柳基春文教局長は大統領緊急措置令第9号の背景を説明し、「今は何れも国
力の集結が急務であるので、高等教育機関の体制を国家安保の次元で^{自ら}決断するべきで、変えて「学びながら
国を守る」と強調し、教授と学生が同時に知恵と力であり、大学を守り、国家を守護し、いかな
りも「学びながら国を守る」こと。

特に、学徒護国団の組織は現在の放漫な学生組織を再編組織し、学風を刷新し、精神力を
培養し、青年学生への意気と一統不亂の団結を内米する自主国防力を高めていかなるべきにその
目的がある」と柳局長は説明した。これとあわせて、大学軍事教育の深化は大学の威力を基に軍事防
御力を増大させなければならない。

学徒護国団は政府樹立直後から、10余年間、組織運営がなされてきた。1949年当時、李承晩
文教局長の「一統主義」提唱とあわせて、中等学校以上の全学校にこの学徒護国団の組織がよ
うに出来た。この時、組織目的は、左翼系列の策動を、粉砕し、愛國的団結心を涵養する
ためのものだった。

この護国団組織は、この頃、25部制のとき、共産主義侵略を防御する威力として大きく活用され、
若くしての思想武装にも大きな貢献をした。しかし、4.19.直後の60年5月、国総会議決案に
対し、解体された。この時、この護国団組織は、15年ほど、復活したわけではない。

しかし、文教当局は過去にこの護国団は「学生団体としての性格」を兼ねてきた。今度は
「難局にこれら全学団体の体制を確立することに力があるからして、その根本的性質は異な
ると説明している。新しい学徒護国団の組織は、高等学校以上の各級学校の学生を全員を対象として
教授も指導する。この組織は若くして起るべきこと。

実際、対象学校は高等学校、専門学校、初級大学、教育大学及び4年制大学等であり、大学院学生は
除くことになる。

この護国団は全部学校単位で組織され、一旦事起れば「動員しやう」軍事訓練編制の役に
編成される。政府は、後方秩序維持と、地域防衛ほか、文民救護事業等の機能を任
せようとする。

新しく制定された学徒護国団設置令によれば中央と市道に各々中央学徒護国団、市道学
徒護国団と指導委員会を置き、中央学徒護国団の統裁には大統領を、副統裁には国防

総理の各々種載す。指導専員は教育と学生指導に専攻及び専任者高任人工の中列 国長が兼務又は任命し、国長は中央護国団の場合、文教長官が、市道護国団は教育監が自動的副長に任じらる。

護国団組織によて、これらは護国団に所属して、学生団体を組織しようとするときは、学長と通じ、文教長官又は市道教育監の承認と得なければならぬ。

現在の各学生団体は護国団設置令施行日から30日以内に、この承認手続を踏まなければならぬ。承認を得ない団体は自動解散となる。

護国団の団員となる学生は中央学徒護国団長が定める所定の団員の内付しなければならぬ義務を負うことになる。

一方、大学専修教育は、去る68年郷土予備軍組織に続いて、69年2学期から全国114市道で教練示範学校を設置、ま先に実施を開始した。69年には174道庁併在大学及び高校に拡大された。70年1学期には全国大学及び高校で拡大施行され、2学期からは、女高及び教文女学生一校専攻と看護教育及び秩序訓練を実施するようになった。

71年には、教練教育を大層・深化しようとして、更に緩和措置をした。今日に至ると、今日再び強化される主要内容は、まづ、'週当たり2日間の教育時間を4時間に加える。在学期間中、10日間の全学集体訓練を実施すること。この集体訓練は、授業に直接入り、集団訓練すること。1学年休暇時にも実施する予定だといわれている。

現在教練は大学の必須科目で年間2学英(単位あり)の附課されているが、今回は、教育時間が増える。学英には変動がたない。教育対象は、今まで単に入隊していた一般学生だけでなく、これからは予備役及び現役学生まで全2倍増になる。また、女学生と4学年学生、これに兵役免除者と、心身障害者らも除外される。対象学校は4年制大学に限定される。

ROTC制度は従来は、存続していたが、ROTC学生は従来のように教練教育に別々に参加する必要がなくなる。予備役学生は、単に受けつて専修教育を受ける。予備役学校は、教官補助で、予備役士官は、助教等が活動する。これら予備役学生は、従来大学取替中隊を受けつて予備軍訓練を免除される。

専修教育対象者は全運動身体制がこれのなう梯隊編成に、中隊、小隊、分隊等の組織を(前記)にしている。

教育時間が3.2倍となり、専修教育履修者は行方入学期間短縮患況が大きい。2学年で従来の教育を、全2倍した学生は、従来の短縮期間3ヶ月から6ヶ月と長くなり、1学年だけ履修に単に入隊が可能。24日間の短縮で、2学年を終えること

政府は学徒護国団組織と大学軍事教育強化の法略案の作成とこのため、20日午後、閣議会議で、この学徒護国団設置令の通過と、これ以外に、学生軍事教育実施令等関係法令の改定作業もあつたといふ進められている。

これと併せて、新しい二措置の細部施行指針は現在、文教部が、国防部署関係部署と協議を続け、その内容等は、各論が次ぎ、直ちに、公布される予定である。(鄭記者記者) (鄭記者記者)

〔同日三面記事掲載分〕

— 学徒護国団7月初めに組織 — — 既存学生会等自動解体 —

文教部は高等学校以上各級学校の学徒護国団と来る7月初めに全組織の計画である。この日文教部は閣議会議で通過した学徒護国団設置令が今日中に公布された。直ちに護国団組織に着手。1学期が終る前の7月初めに中央及び市道学徒護国団と学校別学徒護国団の組織を全部終了する。と日付が明かされた。文教部は又、同設置令が公布されたこと、現在の各級学校学生会組織の各種グループ等は自動解散した。期が明かされた。これにより学生生活の空気が一新する。と日付が明かされた。護国団組織を早く終らせようと思はれた。

— 本二以外の学生会は存続 —

文教部は新しい組織の学徒護国団は既存の学生会機能を大部分が吸収し、かつ、学芸部、運動部、図書部等は、学校長が定む運営規則に、護国団の如くに選ばれることと日付が明かされた。

護国団組織は従来の学生会組織とちがって、令隊、小隊、中隊、大隊、連隊、師団等の階級を編成し、護国団の学生総責任者として、隊長を各中隊長は全て学校護国団の長と、学校長が任命し、小隊長以下は専ら器用と日付が明かされた。

文教部は護国団の組織が、本二以外の、カールスカウト、4Hグループ、2ネズ、学生会等は、従来の学生会と併存し、健全な学生団体は、統一して存続し、現在の二つの団体は、設置令施行後、30日以内に必ず、学校長を経て文教部長と指導教官の承認を得なければならないと日付が明かされた。

文教部は各級学校の護国団組織のため、現在護国団運営規程、護国団運営準則等を作成中であり、社会各層人工の中、15名乃至25名の中央委員を直ちに募集する予定。護国団組織の、田舎と、学生は、各々の団費を出さなければならない。文教部は従来の学生会に出して、学生自治の経費を基盤として、直ちに学校別団費徴収を予定する。と日付が明かされた。

学徒護國団設置令

第一章 総則

第1条(設置) ① 大学、師範大学、教育大学、農業高等専攻学校、専攻学校及びこれに準じる各種学校(以下「大学」といふ)と、高等学校、高等技術学校及びこれに準じる各種学校(以下「高等学校」といふ)の学園に刷新し挺身隊を培養し、若しは国防紅十字護國学徒としての使命を完遂することに、文教部にソウル特別市、釜山、道の教育委員会(以下「教育委員会」といふ)及び大学と高等学校に学徒護國団を設置する。② 文教部に設置する学徒護國団は、これを「中央学徒護國団」、教育委員会に設置する学徒護國団はこれを「市道学徒護國団」、大学及び高等学校に設置する学徒護國団はこれを「学校(高等学校)学徒護國団」と各々称する。

第2条(組織及び副總裁) ① 学徒護國団に總裁及び副總裁各一人を置く。

② 總裁は、大統領の推戴し、副總裁は、國務總理の推戴する。

第3条(入団) ① 大学及び高等学校に在学する学生は、当該学校に設置する学徒護國団の団員となる。

② 学校に在取の教員、文教部長官が是の事務取扱は、当該学校学徒護國団の指導委員となる。

第4条(指導・監督) ① 市道学徒護國団と大学学徒護國団は、中央学徒護國団團長の指揮監督を受け、任務を遂行する。② 高等学校学徒護國団は、第一審に管轄市道学徒護國団團長の、第二審に中央学徒護國団團長の指揮・監督を受け、任務を遂行する。

第二章 中央学徒護國団及び市道学徒護國団

第5条(機能) ① 中央学徒護國団の機能は、次の各号の通りである。

- 1. 学徒護國団の企画・調査・研究に関する事項。— 2. 市道学徒護國団及び大学学徒護國団の指揮・監督に関する事項。— 3. 学徒護國団の訓練・指導・検閲及び監査に関する事項。— 4. 学徒護國団の出版及び輿論活動に関する事項。— 5. 学徒護國団の各種に関する事項。— 6. その他学徒護國団の運営に関する基本的事項。

② 市道学徒護國団の機能は、次の各号の通りである。

- 1. 高等学校・学徒護國団の指揮・監督に関する事項。— 2. 高等学校・学徒護國団の訓練・指導・検閲及び監査に関する事項。— 3. 市道学徒護國団及び高等学校学徒護國団の出版及び輿論活動に関する事項。— 4. 高等学校・学徒護國団の各種に関する事項。— 5. その他市道学徒護國団及び高等学校学徒護國団の運営に関する事項。

第6条(中央学徒護國団の役員) ① 中央学徒護國団に次の役員を置く。— 1. 団長及び副団長各一人

— 2. 指導委員 15人以下25人以上(団長及び副団長を含む)

② 団長は文教部長官が、副団長は文教部次官が、

第7条(団長の職務) ① 第6条第1項の規定により団長は、経費及び副団長の命を受け、団務を處理し、中央学
徒護國団を代表する。② 副団長は、団長を輔佐し、団長に事故がなければ、その職務を代行する。

第8条(中央指導委員会) ① 学徒護國団の基本政策と指導、運営に関する事項を審議するために、中央学徒護國団
に中央指導委員会を、② 中央指導委員会は、第6条第1項第2号の指導委員(以下「中央指導委員」といふ)
で組織する。③ 団長と副団長を除く中央指導委員は、教育及び学生指導に関する学芸、経費が豊富で人工の中
から、団長が考へ、又は任命する。

第9条(中央指導委員会の組織と運営) ① 中央指導委員会は、委員長及び副委員長、各1人と、委員は中央学徒護
國団長及び副団長は中央学徒護國団の副団長と、② 中央指導委員会の委員長は、委員会を指導して、その
議決を、③ 中央指導委員会の職務は、中央指導委員の過半数の出席で、出席者過半数の議決で、

④ 中央指導委員の任期は1年とし、連任できるものとする。⑤ 公務員は、中央指導委員には、予算の範囲内で、学
と旅費その他取極通行上、必要経費を、⑥ 中央指導委員会の運営に関する事務は、中央指導委員会の審議を経て、委員長が、

第10条(市道学徒護國団の役員) ① 市道学徒護國団に次の役員を、— 1. 団長及び副団長、各1人、
— 2. 指導委員10人以上20人以下(団長及び副団長を含む)、 ② 団長は、当該市道教育委員会の
教育官が、副団長は、当該市道教育委員会の副教育官と、③ 団長は、当該市道学徒護
國団の団務を處理し、これを代表する。④ 副団長は、団長を輔佐し、団長に事故がなければ、その職務を代行する。

第11条(市道指導委員会) ① 市道学徒護國団の運営に関する重要事項を審議するために、市道学徒護國団に指導
委員会(以下「市道指導委員会」といふ)を、② 市道指導委員会は、第10条第1項第2号の指導委員
(以下「市道指導委員」といふ)で組織する。③ 団長と副団長を除く市道指導委員は、教育及び学生指
導に関する学芸、経費が豊富で人工の中、市道学徒護國団長が考へ、又は任命する。

第12条(準用) 第8条の規定は、市道指導委員会に準用する。この場合「中央指導委員会」は「市道指導委員会」、
「中央学徒護國団」は「市道学徒護國団」、 「中央指導委員」は「市道指導委員」、 「中央学
徒護國団長」は「市道学徒護國団長」に、各々、

第3章 学校学徒護國団

第13条(機能) 学校学徒護國団の機能は、次の各号の通りである。— 1. 学生軍事教育の實施に関する
事項、— 2. 各種学生活動及びセマール事業の参与及び展開に関する事項、— 3. 5年軍事
費又はこれに準ずる国家非常事態に、社会秩序の維持、防衛、復旧又は地域防衛の目的を、

第14条(役員) ① 学校学徒護國団に次の役員を、— 1. 団長1人と副団長1人(大学学徒護國団の場合、2人以上)
— 2. 指導委員 ② 団長は、当該学校の校長(大学の学長を除く)又は校長が、副団長は、

類似の事務を担当して部署の長と学生昇進教育団長（学生昇進教育団長が不在の場合に限る）がなり、
高等学校の場合には当該学校の教監がなる。③ 団長及び副団長の取締りに関しては次の条の項及び
次の項の規定を準用する。この場合「市道学統護国長」は「学校学統護国長」となる。

第15条（学校指導委員会）① 学校学統護国長の運営に關する事務を掌理し審議するに關しは、学校学統護国長に指導委員
会（以下「学校指導委員会」とする）を置く。② 学校指導委員会は委員長、副委員長と常任指導委員とで
組成する。③ 委員長は学校学統護国長がなり、副委員長は学校学統護国長の副団長がなる。④ 常任
指導委員は次の条の項の規定による指導委員の中から、学校学統護国長が任命する。⑤ 常任指導
委員の数は市道学統護国長（大学学統護国長の場合には中央学統護国長）が定める。
⑥ 学校指導委員会の運営に關しては大学の場合には、中央学統護国長の承認を得て当該大学学
統護国長の規則に、高等学校の場合には市道学統護国長の承認を得て当該高等学校学統
護国長の規則に各々定める。

第16条（学生クラブと運営委員会）① 学校学統護国長は学生に護国精神を鼓吹しこれを實踐せしむるに当該
学校の規模に適合する程度に学生クラブを置く。② 学生クラブには各該クラブ別に1人のクラブ長
を置き、最高年度のクラブ長の地位に必要の部署を置く。③ 学生クラブの運営に關する事務を審議するに關しは
当該学校学統護国長の最高年度のクラブ長を委員長とする。運営委員会は前2項の規定による各
クラブ長と部署の長とで組成する。④ 学生クラブと運営委員会の組織は運営に關して必要の事項は大学
の場合には中央学統護国長の承認を得て当該大学学統護国長の規則に、高等学校の場合には市
道学統護国長の承認を得て当該高等学校学統護国長の規則に各々定める。

第17条（事務処理）学校学統護国長の事務処理に關して必要の事項は、当該学校の長が、監督庁の承認を得て
定めらるべき事務は、その所属教員又は事務取扱員が兼務するに可い。

第4章 補則

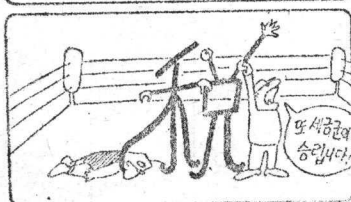
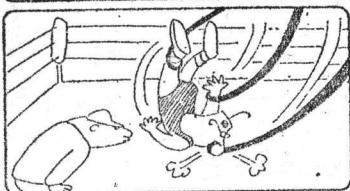
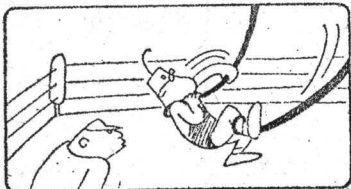
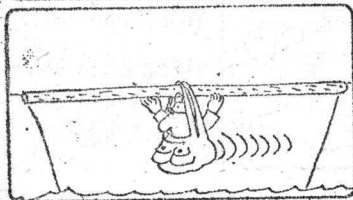
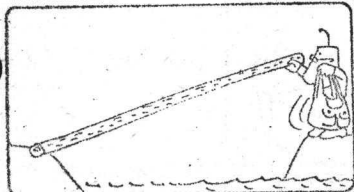
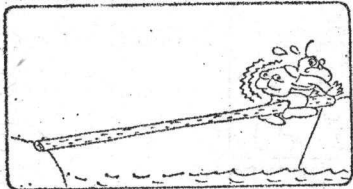
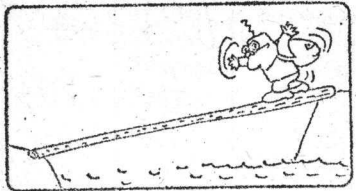
第18条（国庫の運営経費）① 学校学統護国長の国庫は国庫とみなす。② 前項の国庫は学統護
国長の運営以外の別目的に使用しては可い。③ 国庫の使費に關する事項は中央指導委員会の審議
を経て中央学統護国長が定むる。

第19条（国家及び地方自治団体の補助）国家及び地方自治団体は、学校学統護国長の運営に必要の経
費を補助するに可い。

第20条（Xの地団等）学校学統護国長に所属する学生団体の目的及びその主たる当該学校長に關して文部
局長（高等学校の場合には管轄市道教育委員会の教育監）の承認を得ては可い。

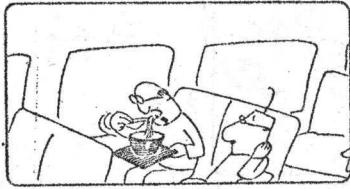
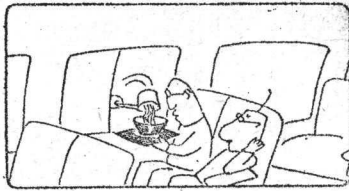
第21条（施行の経過）この令の施行に關して必要の事項は文部省令で定める。

附則①（施行期）この令は公布の日から起算して、②（経過措置）この令施行當時の学生団体はこの令施行の日より30
日以内の第20条の規定による承認を受けなければ解散せしむるに可い。



119
111
333

새=新金君의
勝스!



1. 배를
2. 배를
3. 배를
4. 배를

1. 배를
2. 배를
3. 배를
4. 배를



1. 배를
2. 배를
3. 배를
4. 배를

1. 배를
2. 배를
3. 배를
4. 배를

1. 배를
2. 배를
3. 배를
4. 배를

1. 배를
2. 배를
3. 배를
4. 배를



5/30
 カーニ
 事業が失敗して
 社に迷惑を
 おきました。
 この家も人の手
 渡りまして。



ホホホ
 林



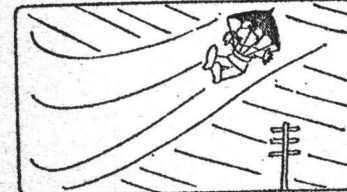
ホホホホホ!!!
 あはははは
 何だ。笑か
 した。



私たちは移民に
 行(資格)が
 生じた
 そうです。

(6430) **고바우영감** 김성환

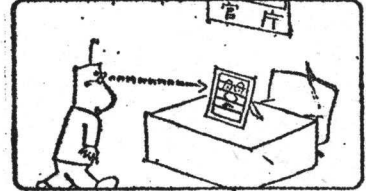
6/2



7/1
 局長様!
 ひとつ買
 いますか?
 野球をした
 記念
 一丁...



デスクに
 ひとつ
 置いてお
 こうか!



これはなぜ
 そのまま帰るの
 か
 私はお前が
 結婚
 の中に入
 っている
 ことを
 知った

(6431) **고바우영감** 김성환

6/3



ベトナム戦



さらに
 強行したの
 だ



大物熊に仕向
ある大物に。えらいぞ!



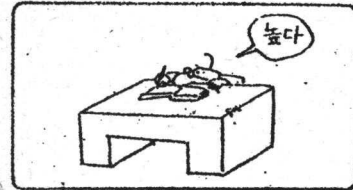
そこは義務部ですか? まさか、私を
1けるにはさうし
だろうか?



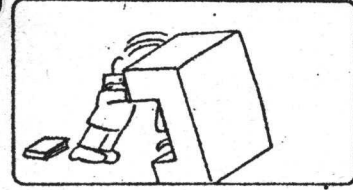
そこは内務部か!
私はだれが
だろうか。



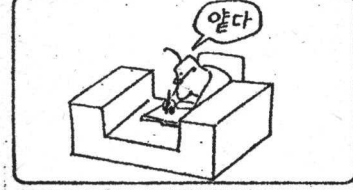
偉長機向
大物にさし
たはりだ。
いま電話をうけて
思い出した……



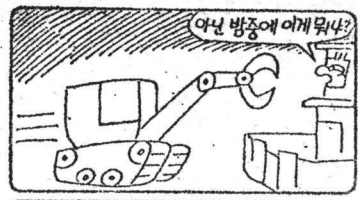
6/6
高!!



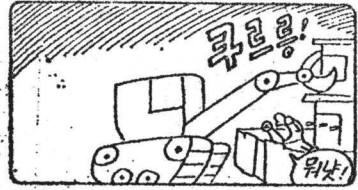
低!!



クー
クー



6/5
やががが
一体なんに?



クルルーン



たまた!
他人の家を
リリリリ
おぼろけに
うたぶつ



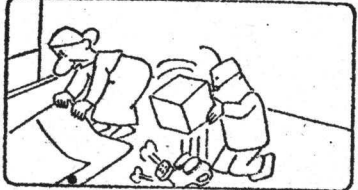
私? とりまて
ま。今は金
かま中
おぼろけに
おぼろけ



6/7
相対時間
今日鬼
当番を
選ぶ



引た



于エ!
麻痺
おぼろけ
の番
おぼろけ

고바우영감 김성환 (6436)

6/9



7ア-ツ
7ア-ツ



手(て)が3.



面白い!
ニヤハニヤハ
ヒ-ツ
ニヤハニヤハ!



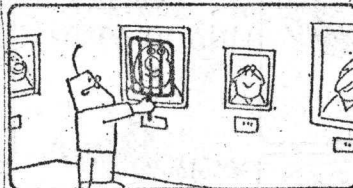
ヤ-ニヤハ
運わる(.....)
柳津料が. KOFFEE
IFエロに入ってる
した

고바우영감 김성환 (6437)

6/10



人物前展
煥器.



もしも
言にもおはし初
めです。

これは. かまへ
こける人間の. 人が
してはるひです。



偽装部長がでてる.
現職前職の人物が
多うから.

고바우영감 김성환 (6438)

6/11



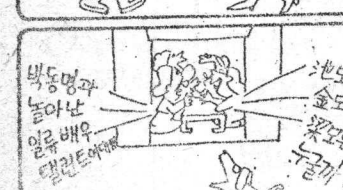
のママ.
男=大集あは。



偽若利A P.S.集
前現現 K集は
Kが級 誰だ?



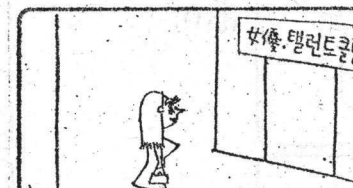
頼母子講の
おつち.
女=人あ手れば.



朴トミコト
うわさして 一氣女
子人生. 「非復
たす.
= 果金集集は
誰だ? (18)

고바우영감 김성환 (6439)

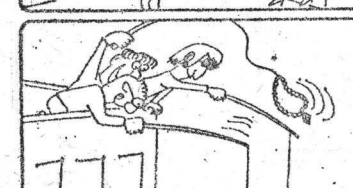
6/12



女(像)女(ト)フ).



あ
= れはなに.



朴トミコト
あは友等から之?

誰だ? (18)

